

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要（介護保険法関係）

1 介護情報基盤の整備

介護サービス利用者に関する介護情報等を収集・整理し、自治体・利用者・介護事業所・医療関係者が電子的に閲覧できる基盤を整備する。

- (効果)
- ・介護、医療サービスの質の向上
 - ・介護事業所の事務負担の軽減
 - ・地域の実情に応じた介護保険事業の運営への活用

2 介護サービス事業の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、財務状況を分析できる体制を整備する。

国は、属性に応じてグルーピングした分析結果を国民に公表する。

3 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取り組みに係る努力義務

- ・都道府県に対し、「介護現場における生産性の向上に資する取組」を促進させることを努力義務化する。
- ・都道府県介護保険事業計画の任意記載事項に、関係事業に関する事項を追加する。
- ・市町村介護保険事業計画の任意記載事項に、都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。

4 看護小規模多機能型居宅介護（看多機）のサービス内容の明確化

看多機のサービス内容の明確化を通じて、更なる普及を進める。

看多機とは：「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせる多様なサービスを一体的に提供する複合型サービス。

5 地域包括支援センターの体制整備等

- ・介護予防支援について、居宅介護支援事業所も市の指定を受けて実施可能とする。
- ・地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を市が居宅介護支援事業所に委託することを可能とする。